

【無料 普通傷害保険】

ご契約いただくお客様へ ご契約前に必ずお読みください

重要事項説明書 (契約概要・注意喚起情報)

この書面では、ご契約に関する重要事項（「契約概要」・「注意喚起情報」等）について説明しています。
ご契約前に必ずご一読いただき、お申し込みくださいますようお願いいたします。

【契約概要】 保険商品の内容をご理解いただくための事項

【注意喚起情報】 ご加入に際して保険加入者にとって不利益となる事項等、特にご注意いただきたい事項

ご契約の内容は普通傷害保険の「普通保険約款」・「特約」によって定まります。この書面はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細については、Chubb 損害保険株式会社 チャブ保険カスタマーセンターにお問い合わせください。

【保険用語のご説明】

約款	普通保険約款	基本となる補償内容および契約手続等に関する原則的な事項を定めたものです。
	特約	普通保険約款に定められた事項を特別に補充・変更する補償内容等の事項を定めたものです。
補償の対象(者)等	保険加入者(お申込人)	加入のお申し込みをされる方をいいます。
	被保険者	保険契約で補償を受けられる方をいいます。
保険金	保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害等が生じた場合に保険会社がお支払いすべき金銭をいいます。
保険金額	保険金額	保険契約により保険金をお支払いする事由が生じた場合に保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険料	保険料	保険加入者が保険契約に基づいて払い込むべき金銭をいいます。
その他	危険	損害等の発生の可能性をいいます。
	他の保険契約等	この保険契約と全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

1 契約締結前におけるご確認事項

1. 保険商品の仕組み [契約概要]

〈普通傷害保険〉は、Chubb 損害保険株式会社（以下チャブ保険）が引受ける、ケガにより入院・通院をされた場合等に補償する普通傷害保険です。また、この保険はウエルネスデータ株式会社を団体契約者とする団体保険です。

プラン	適用保険約款	特約	保険金額	保険料	保険期間
JouleLife けがの おまもり	普通傷害保険	入院保険金、手術保険金 および通院保険金のみ の支払特約、入院保険金 一時金支払特約、通院保 険金一時金支払特約	A級職（危険の少ないご職業・職務 の方）：入院一時金 10,000円、 通院一時金 2,000円 B級職（危険の大きいご職業・職務 の方）：入院一時金 5,000円、通 院一時金 2,000円	団体契約者が 負担いたします	JouleLifeプライム会 員になられた翌日か ら、JouleLifeプライ ム会員を終了するま で

2. 補償内容 [契約概要] [注意喚起情報]

お支払いする主な保険金は以下のとおりです。詳細は「保険約款」でご確認ください。

(1) 保険金をお支払いする場合

保険金の種類	保険金をお支払いする場合
入院保険金一時金	被保険者が、補償期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガを被り、その治療を目的として1日以上入院された場合、一時に保険金をお支払いします。 ●1回の入院につき支払う回数は1回を限度とします。 ●事故発生の日からその日を含めて180日を経過した後の入院は、上記の入院日数に含まれません。 ●入院保険金が支払われる入院が終了した後、その入院の原因となったケガによって転入院または再入院された場合は1回の入院とみなします。 ●入院保険金の支払を受けられる入院中にさらに入院保険金の支払を受けられるケガをされた場合は、1回の入院とみなします。 ●本特約を付帯したご契約では手術保険金はお支払いできません。
通院保険金一時金	被保険者が、補償期間中に急激かつ偶然な外来の事故によるケガを被り、その治療を目的として1日以上通院され

	<p>た場合、一時に保険金をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●同一のケガによる一連の通院につき支払う回数は1回を限度とします。 ●事故発生の日からその日を含めて180日を経過した後の通院は、実際に通院した日数に含みません。 ●通院保険金が支払われる通院において、以下の場合には、当初の通院とその後の通院とを合わせて同一のケガによる一連の通院とみなします。 <ul style="list-style-type: none"> ・治療の継続中に被保険者が通院先を変更した場合 ・当初の通院が終了した後、その通院の原因となったケガの直接の結果として、再び通院を開始した場合。 ●通院保険金の支払を受けられる通院中にさらに通院保険金の支払を受けられるケガをされた場合は、同一のケガによる一連の通院とみなします。
--	---

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

下記が原因であるケガや下記が原因である損害の場合にはお支払いできません。

- ①保険加入者（普通傷害保険の場合のみ）、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③無資格運転中、酒気帯び運転中（酒酔い運転を含みます）、麻薬等服用時の運転中に生じた事故
- ④脳疾患、疾病または心神喪失
- ⑤妊娠、出産、早産または流産
- ⑥外科的手術やその他の医療処置。ただし、保険会社が保険金を支払うべきケガを治療する場合はお支払いします。
- ⑦戦争、外国の武力行使、暴動等
- ⑧地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ⑨核燃料物質等の有害な特性またはその特性による事故
- ⑩山岳登山（ピッケル等の登山用具を使用するもの）、スカイダイビング、ハングライダー等の危険度の高いスポーツをしている間の事故
- ⑪自動車等の乗用具による競技、競争、興行（練習を含みます）または試運転している間、もしくは競技場でのフリー走行等を行っている間の事故
- ⑫頸（けい）部症候群（むちうち症）、腰痛その他の自覚症状があっても、それを裏付ける医学的他覚所見のない症状
- ⑬細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による中毒症状 等
- 酒気帯び運転とは、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車等を運転していることをいいます。

3. 引受条件（加入資格・加入年齢・保険金額・保険料等） [契約概要]

(1) 加入資格

JouleLifeプライム会員ご本人様のみにご加入いただけます。また保険加入者と被保険者が同一の場合に限ります。

(2) 加入年齢

保険始期日時点の年齢が満16歳から満89歳の方までご加入いただけます。満90歳以上の方のご加入はできません。

(3) 保険金額と保険料

保険料は団体契約者が負担いたします。保険金額は「1. 保険商品の仕組み」、お申し込み画面等をご参照ください。

※この保険はご職業により、補償内容が変わります。下記の職種一覧表をよくご確認のうえお申し込みください。

※JouleLifeプライム会員入会後にご職業を変更されたお客様は保険金をお支払いできない場合や、保険金額が変わることがありますのであらかじめご了承ください。

級別	ご職業・職務
A級職 (危険の少ないご職業・職務)	事務従事者、販売従事者、サービス職業従事者（ホームヘルパー、理容師、美容師、調理人等）、保健医療従事者（医師・看護師等）、専門的職業従事者（弁護士・税理士・僧職・神職等）、記者、教員、車掌、ビル管理人、製品製造加工作業者（金属、パルプ、紙・紙製品、ゴム・プラスチック、皮・革製品、窯業・土石製品、飲食品、化学製品等）、機械器具組立・修理作業（電気機械器具、輸送機械、計器・光学機械器具等）、技能工・生産工程作業、警備員、警察官、技術者（技師、監督を含む）、芸術家、無職（主婦、学生を含む）等
B級職 (危険の大きいご職業・職務)	大工、建設・土木作業、タクシー（ハイヤー）運転手、バス運転手、ダンプカー運転手、竹細工、製材工、チップ製造工、農耕作業、造園師、酪農作業 等

(4) ご加入いただけないご職業

下記のご職業の場合は、申込時またはお申込後を問わず、ご加入いただけませんことをあらかじめご了承ください。

<p>テストライダー（四輪・二輪）、オートバイ・自動車等のレーサー、自転車・モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます）、プロボクサー・プロレスラー・ローラーゲーム選手（レフリーを含みます）・力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業の方。サービス職業従事者（バーテンダー、ホステス等）等の保険会社引受範囲外の職業の方。</p>
--

4. 保険期間（保険のご契約期間）・保険の継続 [契約概要] [注意喚起情報]

保険期間は、JouleLifeプライム会員になられた翌日から、JouleLifeプライム会員を終了するまでです。

5. 保険料の払込方法 [契約概要]

保険料は、団体契約者が負担します。

6. 満期返戻金・解約返戻金・配当金 [契約概要]

満期返戻金・解約返戻金・配当金等はありません。

2 契約締結時におけるご注意事項

1. 告知事項（ご加入時にお申し出いただく事項） [注意喚起情報]

「生年月日」「職業」はご契約にあたりお申し出いただく特に重要な事項です。記入された内容が事実と異なる場合は、ご契約を解除したり、保険金をお支払いできないことがあります。ご申告いただく事項にあたっては十分ご注意ください。

2. 保険責任の開始時期（補償が開始される時期） [注意喚起情報]

JouleLifeプライム会員になられた翌日から補償が開始されます。

3 その他ご留意いただきたいこと

1. 重大事由解除 [注意喚起情報]

保険金詐欺等のモラルリスクを防止するために以下のいずれかに該当する場合、保険契約を解除することがあります。

- ①保険金の不正取得を目的として故意にケガや病気を発生させた場合
- ②保険金の請求に詐欺行為があった場合
- ③保険加入者が次のいずれかに該当する場合
 - ア. 反社会的勢力に該当すると認められた場合
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められた場合
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められた場合
 - エ. 法人である場合において、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められた場合
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められた場合
- 反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- ④他の保険契約等との重複により、保険金額・日額が過大となり、保険制度の目的に反するおそれがある場合
- ⑤保険加入者等と保険会社との間で信頼関係が損なわれ、契約の存続が困難となる重大な事由が発生した場合

2. 保険金請求について [注意喚起情報]

保険金お支払事由が発生した場合には、保険会社までご連絡ください。事故発生の日から30日以内に通知がない場合は、保険金をお支払いできない場合がございますのでご注意ください。

- (1) 保険金の支払時期
被保険者が請求完了した日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするための必要な確認を終え保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、保険会社は別に定める期日までに保険金をお支払いします。詳しくは「保険約款」をご参照いただくか保険会社へお問い合わせください。
- (2) 保険金の代理人請求
意思判断能力を著しく失った場合等、被保険者および保険金請求権者に保険金を請求できない事情がある場合には、これらの方の親族が代理人として被保険者および保険金請求権者に代わって保険金を請求できる場合があります。
- (3) 保険金請求の時効
保険金請求権は、各保険金を請求できる時の翌日から起算して3年を経過した場合、時効により消滅します。

3. 個人情報の取扱いについて [注意喚起情報]

チャブ保険は、保険契約申込書等から得た個人情報（保険業の適切な業務運営を確保するために必要な範囲で取得した医療情報等のセンシティブ情報を含みます）の取扱いについて以下のとおりとさせていただきます。なお、詳細については、チャブ保険ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。

- (1) 主な利用目的について
 1. チャブ保険またはチャブ保険のグループ会社が取扱う損害保険の案内、募集および販売
 2. 上記1.に付帯、関連するサービスまたは各種イベント等の案内、提供および管理
 3. 損害保険契約の引受審査、引受、履行および管理
 4. 適正な保険金・給付金の支払
 5. 新たな商品・サービス開発、お問い合わせ・依頼等への対応

6. その他、お客様とお取引を適切かつ円滑に履行するための業務
- (2) 第三者への情報提供について
 チャブ保険は、次の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データを提供しません。
1. 法令に基づく場合
 2. チャブ保険の業務遂行上必要な範囲内で、代理店を含む委託先に提供する場合
 3. 再保険契約に伴い当該保険契約の情報を提供する場合
 4. チャブ保険のグループ会社、損害保険会社等および国土交通省との間で共同利用を行う場合

4. 保険会社破綻時の取扱い [注意喚起情報]

保険契約を引受けている損害保険会社の経営が破綻した場合に備えた仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」がありますが、支払われる保険金が下記割合に削減されることがあります。詳細は、チャブ保険ホームページ（www.chubb.com/jp）をご覧ください。保険会社までお問い合わせください。

保険金支払	破綻後3か月間は、補償割合100%（全額支払） 破綻後3か月経過後は、補償割合80%
-------	---

5. お問い合わせ、苦情等の連絡先窓口 [注意喚起情報]

〈商品・事故が起こった場合に関するお問い合わせ〉		
チャブ保険カスタマーセンター	0120-022-570	受付時間 9:00 ~17:00（土日祝休）
〈苦情・ご要望等〉		
チャブ保険のお客様サポートダイヤル	0120-550-385	受付時間 9:00 ~17:00（土日祝休）
〈チャブ保険の契約する指定紛争解決機関〉		
チャブ保険は、法律に定められた指定紛争解決機関である一般社団法人保険オンブズマンと手続実施基本契約を締結しています。		
チャブ保険との間で問題を解決できない場合には、解決の申立てを行うことができます。詳細は下記ホームページをご覧ください。		
保険オンブズマン 電話：03-5425-7963 受付時間 平日9:00 ~12:00、13:00 ~17:00（土日祝休）		
ホームページ： http://www.hoken-ombs.or.jp/		

本内容は2019年1月現在の内容で作成しています。

<引受保険会社> Chubb 損害保険株式会社
L1910077 1901-C